

文化	二	一八〇五	広瀬淡忘日田に咸宜園を購く
〃	五	一八〇八	六代今泉元甫没
〃	七	一八一〇	松下筑陰没
〃	七	一八一〇	明石秋室咸宜園上訪
〃	一七	一八一二	明石秋室咸宜園上訪
〃	一二	一八一五	養賢寺僧懐燈咸宜園入門
〃	一三	一八一六	中島子玉(十六才)咸宜園入門
文政	元	一八一八	坂山陽咸宜園で子玉に出会う
〃	八	一八二五	養賢寺本堂焼失
天保	五	一八三四	中島子玉没(三十四才)
弘化	四	一八四七	秋月橋門を聘し儒官となす
文久	元	一八六一	高妻芳洲没(五十一才)
元治	元	一八六四	養賢寺前住(十一世)龍州第一回長州征伐に當り長州藩と交渉す
慶応	元	一八六五	明石秋室没(七十二才)
明治	元	一八六八	秋月橋門葛飾県知事となる
〃	一三	一八八〇	秋月橋門没
〃	二四	一八九一	回水田独歩東京に於て洗礼せうく
〃	四一	一九〇八	佐伯にメソジスト教会設く
〃	四四	一九一一	佐伯にキリスト教会を設く
大正	五	一九一六	日笠本線幸崎佐伯間開通
昭和	二	一九二七	養賢寺本堂焼失、全手再建設工
〃	四	一九二九	毛利高政贈位(従三位)宣命
〃	一七	一九四二	佐藤鶴谷没(八十七才)

(以上)

研究

物資の御用命

赤木村大庄屋文書の周辺(その五)

会員 羽 柴

お年貢のついでに、藩の御用でいろいろな物資を御付け、割付けの文書が散見するんで拾い出して、お掛けよう。先ず薪の上納、

(資料二十四)

①	米十二月改	覚
②	薪 貳千貳百拾七束	不納
③	貳千拾九束	当米年中ニ上納方
④	貳千八拾八束	⑤ヶ年賦
⑤	伍百七拾七束	⑥ヶ年賦
⑥	伍百七拾九束	不納分
⑦	七百束	正納

(注) ①の米年、安政六年(一八五九)

② 不納分、察するに米年以前に備付分の合計額なる

③ 五ヶ年分、即ち翌万延元年(中)以下五ヶ年間、毎三ヶ年

④ 即ち安政六年の御賦数量、これに百二十九束(前年不足分)と合せて七百束となる。

この薪及言うまでもなく藩庁の御用の品、これ毎年貢
水に準じ、村々へ割付け徴集であるが、然し左(農耕地
帯)南(漁村)凡てに一極の中付でなく、それそれの上地
にふさわしいものを割当てていふものである。それに
して赤床材から七百束、数量は火薬多いとも思おぬが
トラックなど勿論無い當時、何頭か馬に負うせて赤木
から川を舟で越してお城下まで運ぶ、それ以後日帰
りも出来左であらうか何日かくりかえして薪上納のこ
に当へおけである。

翌年(万延元年)分としては当年分アラス前年迄滞り
分ハ五分分割分というこゝになる筈だが、次の覚書が
ある。

(資料 二十五)

覚

一 薪 六百式拾四束 赤木村
右者御願所御用ニ付令割賦候間来月閏三月八日同十
一月迄月割^②三府御役所江可差越候^③以上
中三月十四日 御 齋 頭 中

(注) ① 三府御役所、三府御役所等一切の台所用

② 一ニシテ又はニテをよくこう書いている

③ 三府御役所 今料亭地考の権限に於て奉行所代官所、役所
等へ然致。但し現物の取扱は一本吉野役所が扱つていたよである。

④ 法御藩で商家等に次ぐ重職、城中出仕。

おまじ鋼かくせんさくすること及止して次に移る。

(資料 二十六)

覚

一 小麥から 三拾七石 赤木村
但古皆走メ 五尺廻り
右者御役所方御用ニ付令割賦候間 当月差越御役
事奉行ニ可渡候 以上
西 五月三日 赤木村 御 齋 頭 中
西(赤) 兵右衛門
依(文) 儀古齋門

右書之通相違無之首也

(注) ① 当時藩庁一切の建築土木工事のことと推考し左の如く、角石の番所
にのつぎ、今、豊海齒科医院に於て、仕事奉行詰所、大工左官石
工等技師若達ノ作業現場、資材集積所が有つた。

尚、西名、齋藤は御役所方 齋藤が之を奉行はな、か
思われれば「すべ」大こはわかからぬ、この小麥分り月
上、この日附から考えて月除けにする左の如く
「である。」

(資料 二十七)

覚

一 大^①敷竹 三拾式水 但六十廻
右者三、御札御普請御用ニ付御買上被成候間来月
十八日限り右御役へ差出可申候 追而御定代銀被
下置候 以上
② 八月七日 御 山 奉 行
赤 木 村

(注) ① 大敷竹の書き振りが、六十廻りて普請御用、しかたは赤木
村の御買上被成候間、よほど上質の竹である。御買上
やや太い位、兩極にしては、いささか細い。

② 陰曆八月といふゆる竹時期がよくないか疑ひなる。

三ノ丸ノ御殿ノ普請及可延元年(申)七月八日上様、十一月二十二日竣成となつてゐる(前号ニレシ)。どんな所にも用いたものか。この仰せ付けなれば、代銀仕掛となつてゐる。三十二本といえは、車力(当時使つたか)に整く一袋分、赤木から数里の道とどうして運んだものであろう。赤城普請には加勢の人夫も出しているが、こゝまうな資材の供出や労役の提供は、当然のことのように行われていたようである。

しかしこんなものも目についた。

(資料二十八)

覚

一 大根 拾八本

古昔御所所用ニ付令割裁一候間、明後十六日早天三
府御役所へ可差越候 以上

申二月十四日

前書之通相違無之者也

御役所 御役所

西(左) 兵右衛門
斎(藤) 衛 士
間 七 郎右衛門
戸(左) 六 郎兵衛

高が大根十八本である。この物々しきほどどうか。他の文書に見ない御役所奉行の名まである。明十六日といふは、申一月、そして早天に三府役所に届けよという。遠く数里の赤木から僅か十八本の大根の束を(高度に改良された今日の大根とちがひ、恐らく細いものであつたらう)背負かこに入れてかかふいでのせてか、或いは馬(鞍)にちよこんとくくりつけてか、夜明け前にお城下にと暗い道を急いだことであらう。

二月十四日といふは、陽曆三月、もう大根のシーズンではない。赤木という村にはまつ悪い火山灰土の畑地が多い。或は領内他村にない晩生の独得の大根でも出来ていたのではあるまいか。

それからこゝ十八本の大根は、無償で召し上げをせよであらうか。そして又こゝ大根をばらばら届けてまいつた百姓の、日当運賃に相当するものばどうしていたか。

この外赤木大庄屋文書には右に類し、株、藁、縄、(カマス)、灰石、かわうその皮の供出まで、覚書が記されてゐるが、鹿皮の供出に肉するものがある。

(資料二十九)

覚

閏八月十六日

御代官所公大庄屋江御用首之候間、此状参着次第可強
出様被仰付候得(共、鹿皮) 因、因、小庄屋荷左衛門差出候
延鹿皮ふそく有之候間、早々相納候様被 仰付候 尤
大庄屋可罷出候延不候に而、罷出不申候 且、代勤候
も先達公流行麻務相煩未、快免無之候ニ付、罷出不
申候 此段御断申上候 以上

右此廻状切細村公横川村に着

これで見ると鹿皮の不足とどうするといふことになつて、代勤麻務不登のことも併せて大庄屋も参上出来なかつたことのお詫のようである。麻務は普通ハシカと呼んでいて、幼少の時にかかることが多い流行伝染病。大人も代勤がつかつていたとは、ちよつと愛な話である。

(この項終り)